

とよたエコポイント交換商品等登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が行うとよたエコポイント（以下「ポイント」という。）交換商品等登録制度に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(登録対象者)

第2条 ポイントと交換できる商品又はサービス等（以下「交換商品等」という。）を登録できる対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に活動拠点がある団体又は市民グループ
- (2) 市内に本店又は支店がある事業者
- (3) その他、市が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）は登録できない。

(交換商品等)

第3条 登録できる交換商品等は、豊田市内で製造、販売又は提供され、かつ豊田市の環境保全又は地域振興に資する交換商品等で、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 市の信用や品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれのあるもの
- (4) ポイント制度の目的に反し、イメージを傷付けるおそれのあるもの
- (5) その他、市が適当でないとするもの

(登録料金)

第4条 登録料金は無料とする。

(交換ポイント数)

第5条 登録を希望する商品の交換ポイント数は、当該商品または同等品の市場価格の相当額を基準とし、同等の額又は低い額とする。

(申請)

第6条 登録を希望する者は、原則として交換の開始を希望する日の1か月前までに『とよたエコポイント交換商品等登録申請書（様式1）』を市へ提出しなければならない。

(登録通知書等)

第7条 市は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、『とよたエコポイント交換商品等登録通知書』（様式2）により、申請者に登録の可否を通知するものとする。

(変更)

第8条 申請者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに『とよたエコポイント交換商品等登録変更申請書』（様式3）を市に提出しなければならない。

(変更承認通知書等)

第9条 市は、前条の規定により、申請を受理したときは、その内容を審査し、『とよたエコポイント登録変更承認通知書』(様式4)により、申請者に通知するものとする。

(交換商品等の納品等)

第10条 申請者は、登録決定後、速やかに交換場所に交換商品等の納品を行わなければならない。その際、納品にかかった費用は、全て登録した者(以下「登録者」という。)の負担とする。

2 登録者は、前項の規定により納品を行う際は、破損等がないかを検品した上で、納品を行わなければならない。

3 登録者は、使用期限や消費期限等(以下「使用期限等」という。)がある商品を登録した際は、使用期限等に配慮して、当該交換商品等を新品のものと交換するなどの管理を行わなければならない。

4 登録者は、市又は交換場所の管理者から、交換商品等の補充や商品破損等の連絡を受けた際は、速やかに対応しなければならない。

5 登録者は、交換商品等の登録期間が決められている場合は、交換期間終了後、速やかに交換商品等を交換場所から撤去しなければならない。

(ポイントの精算)

第11条 交換商品等とポイントの交換に係る精算は、1ポイントを1円に換算した上、全て登録者へ還元されるものとする。

2 精算方法は、登録者と、市がとよたエコポイント管理運営等業務を委託する特定非営利活動法人エコデザイン市民社会フォーラムとで協議するものとする。

3 精算に係る振込手数料等の経費は、エコデザインの負担とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交換商品等の登録に関して必要な事項は、市が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。